

## まずはご相談ください

何から始めればいいのかわからない

就職に向け受けられる支援を知りたい

職場や生活の悩みを相談したい

障害者就業・生活支援センター つれもて  
(美園町 5-5-3 麦の郷総合支援センター)

☎ 427-3221 / FAX 427-3307

就業や、就業に伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、ニーズや課題に応じて、職業準備訓練や職業実習の斡旋、求職活動への同行、生活面の支援などさまざまな相談に応じます。

就職・転職活動を始めたい

紹介された事業所で働けるか試したい

ハローワーク和歌山

(美園町 5-4-7)

☎ 425-8609 / FAX 424-3121

就職を希望する方の求職登録を行い、障害の態様や適性、希望職種等に応じ、職業相談や職業紹介、職場適応指導を行います。

自分に合った仕事を知りたい

専門的な職業評価や支援を受けたい

ジョブコーチの支援を受けたい

和歌山障害者職業センター

(太田 130-3)

☎ 472-3233 / FAX 474-3069

就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から就職後の職場適応のための援助、職場復帰の支援等、個々の障害状況に応じた継続的な支援を行います。

## 和歌山市障害者雇用促進事業

障害のある方の一般就労を進めるため、和歌山市では、平成 28 年 4 月から次の 3 つの事業を実施しています。市 HP (ID:1016281) にも詳細を記載しています。

### 1 和歌山市障害者就労インターンシップ事業補助金

就労事業所の協力のもと、一般就労先への職場実習を行った障害者に対し、就労事業所を通じ、報酬として補助金を交付します。職場実習を通して職業能力の向上を図ります。



### 2 職場開拓特別対策事業

和歌山市から委託を受けた障害者就業・生活支援センターの職場開拓推進員が、雇用に関するインターンシップ事業等の制度を活用し、その人にあった職場適用を図るなど、一般就労に関する相談・サポートを行います。



### 3 和歌山市障害者雇用定着祝い金交付事業

就労継続支援 A 型または就労継続支援 B 型を 6 か月以上利用した後、一般就労し、6 か月継続して就労した場合、祝い金として 10 万円を交付します。

**授産品販売**  
障害のある方や福祉作業所・授産施設等への理解を深め、障害のある方の就労支援を促進するため、市役所の庁舎内で農作物やパン等の食品、雑貨等の授産品を販売しています。希望する障害者関係施設事業者が日替わりで出店し、販売・接客は施設の利用者等が行います。  
※平成 29 年度は 2 回実施し、のべ 49 施設が出店。



特集・障害のある方の就労支援

# きらり働く

平成 28 年、障害の有無に関わらず、安心して暮らせる共生社会の実現をめざし障害者差別解消法が施行されました。和歌山市では、障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らし、働くことができるよう取組を進めています。今回は、障害のある方の就労支援の施策について紹介します。

障害者支援課 ☎435-1060、FAX431-2840

企業等で働く意欲がある障害のある方に対し、働くために必要な知識と能力を高める支援を行う事業を就労移行支援事業といい、現在、和歌山市には 9 か所の就労移行支援事業所があります。

また、通常の事業所での雇用が困難な障害のある方へ就労の機会を提供し、生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、知識や能力の向上のため必要な訓練を行う事業を就労継続支援事業といい、「A 型」「B 型」の 2 種類に分かれています。市内の就労継続支援事業所は、A 型が 21 か所、B 型が 49 か所です。

この 5 年間で、就労移行支援事業所数は約 1.5 倍、就労継続支援事業所数は約 2 倍に増えています。和歌山市では、グループホームや就労施設の整備を行う社会福祉法人等に対し整備費用の一部を補助するなど、今後も障害のある方の生活・就労支援を進めていきます。

※事業所数は平成 30 年 1 月 1 日時点のもの

### ■ 就労移行支援事業所

一般就労をめざす方が準備・訓練を行う通所型の福祉サービス。移行支援期間は 2 年。

### ■ 就労継続支援事業所 A 型

障害者と雇用契約を結び、原則として最低賃金を保障する仕組みの雇用型の障害福祉サービス。週 20 時間以上勤務。



就労継続支援事業所 A 型である社会福祉法人スミヤ「和佐福祉工場」が、「労働安全無災害 8,000 日」を達成。昨年 12 月、尾花市長が訪問し、表彰しました。

### ■ 就労継続支援事業所 B 型

雇用契約を結ばず、授産活動を行いながら工賃を受け取る障害福祉サービス。福祉的支援が手厚く、マイペースに少しずつ慣れることができる。

働く機会を支えるために

### 優先調達

平成 25 年 4 月施行の「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき、国や地方公共団体等は、障害者就労施設等からの物品の調達や、サービスの調達を優先的・積極的に推進しています。

### 一例

●ふるさと納税返礼品  
施設や製品の PR を通じ、物品の調達を促進するため、平成 27 年度から障害者施設製品をふるさと納税返礼品に加えています。



### ●啓発ポスター・チラシ等の印刷

●障害者週間・障害者雇用支援月間啓発物品（メモ帳など）

